

道路運送法一部改正について

○自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

旧 運送の対価について、当該地域におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね 1/2 の範囲内であること。



新 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること。

なお、関東運輸局より運送の対価の目安が公表されました。

白井市:千葉県 A 地区

距離制		時間制	
1キロメートルまで	以降、1キロ毎	5分まで	以降、5分毎
341 円	330 円	484 円	484 円

○地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について

更新の登録を行う場合の協議方法の追加

新 更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式(更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。)によることができるものとする。